

奈良県福祉サービス第三者評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、評価の方法及び手続きを定めることにより、第三者評価事業の適切な実施を図ることを目的とする。

(重要事項の説明及び契約)

第2条 評価機関は、評価を行おうとするときは、事業者に、評価の方法、料金、評価調査者の経歴及び資格、評価結果の取扱い等の重要事項を説明した上で、事業者との間に文書により契約を締結するものとする。

2 前項の契約書には、評価結果を福祉サービス第三者評価事業推進組織(以下「推進組織」という。)に報告すること、評価機関及び推進組織が評価結果を公表すること、並びに事業者が評価結果の全部又は一部の公表を望まない場合はその旨を評価機関及び推進組織が公表することについて、それぞれ事業者が承諾する旨を定めておかなければならない。

(関係者への説明)

第3条 事業者及び評価機関は、評価の実施に先立ち、サービス評価の主旨、目的及び具体的な実施方法について、職員及び利用者にも周知を図り、円滑な評価が実施できるよう配慮するものとする。

(評価基準)

第4条 評価機関は、別に定める評価基準により評価を実施する。ただし、評価機関は、事業者と協議のうえ、独自の評価項目を加えて評価を行うことができる。

(評価の方法)

第5条 評価は、書面調査、訪問調査及び利用者調査結果に基づき行う。

- (1) 書面調査は、事業者及び当該事業者の職員による自己評価、当該事業者の組織及び事業の概要を示す書類等に基づき行う。
- (2) 訪問調査は、書面調査及び次号に規定する利用者調査の集計・分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って、運営やサービスの実施状況を把握・検証する方法により行う。
- (3) 利用者調査は、当該事業者のサービスに関する利用者の意向や満足度について、アンケート・聞き取り調査等により行う。

(評価の決定)

第6条 評価結果は、前項の調査結果に基づき、当該評価調査に携わった全ての評価調査者の合議により取りまとめる。但し、奈良県福祉サービス第三者評価機関認証実施要綱第6条第4号に該当する場合には、同条に規定する委員会の承認を得るものとする。

2 評価機関は、評価結果を取りまとめたときは、事業者にも報告し、内容を説明するとともに事実

誤認等があれば必要に応じて修正する。その上で評価結果の公表について、評価結果の公表に関する同意書(様式第1号)により、事業者の同意を得る。評価結果の全部又は一部の公表の同意が得られなかった場合は、公表を望まなかった旨を公表することにつき事業者を確認する。

- 3 事業者は、評価結果に異議があるときは、報告を受けた日から10日以内に資料を添えて評価機関に異議を申し立てることができる。
- 4 前項の申立がなされたときは、評価機関は、その内容を審査し、相当の理由がある場合には、その理由を改めて説明するとともに、評価結果に当該事業者の当該意義の内容を付記するものとする。

(評価結果の報告)

第7条 評価機関は、評価結果が確定したときは、30日以内に、次の各号に掲げる文書を県に提出する。

- (1) 福祉サービス第三者評価結果報告書(様式第2号)
 - (2) 評価結果の公表に関する同意書(様式第1号)の写し
- 2 評価機関が、独自の項目を加えて評価を行ったときは、前項の様式に必要なに応じて追加して報告する。
- 3 県は、前2項の規定により收受した文書は、福祉サービス第三者評価事業の推進の目的にのみ使用するものとし、他の目的には使用しない。

(受審証明書の交付)

第8条 評価機関は、第6条の規定により評価を決定し、事業者が全ての評価結果の公表に同意したときは、奈良県福祉サービス第三者評価受審証明書(様式第3号)を事業者に交付する。

附則

この要綱は、平成18年10月18日から施行する。